**平成２８年（フ）第２２号**
福島県西白河郡西郷村大字米字中原95番地４
債務者　松田　和明
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２８年（フ）第３６号**
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目２番地３（エスポワールＡ―101）
債務者　安重　廣子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２８年（フ）第４５号**
茨城県神栖市知手6242番地　シャトレひだまり102号室
債務者　塩本　浩章
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２８年（フ）第４７号**
群馬県みどり市笠懸町西鹿田946番地、旧住所群馬県みどり市笠懸町西鹿田949番地４
債務者　根岸　修司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２８年（フ）第１７７号**
新潟市中央区近江３丁目17番９号　新和ハイツ201号、前住所新潟市中央区川端町３丁目15番地１　コープ野村川端町Ａ棟309号
債務者　濱田　清隆
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２００号**
新潟市北区松浜８丁目１番５号　サザナミ104号
債務者　大瀧　智広（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第９号**
富山県魚津市吉島２丁目９番21号
債務者　鳥山　義信
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２８年（フ）第１８７号**
金沢市額乙丸町ニ134番地
債務者　種本　昌司
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４９号**
石川県加賀市山代温泉幸町38番地１、住民票上の住所石川県加賀市中島町子23番地
債務者　中嶋　利昭
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２８年（フ）第２５号**
石川県七尾市寿町91番地　コーポ幸　Ｂ－２号
債務者　松井まき子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２８年（フ）第１６８号**
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地5164
債務者　峯村　敏彦
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６９号**
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地5164
債務者　峯村　公代
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１７６号**
山梨県笛吹市春日居町別田185番地２、前住所山梨県笛吹市石和町上平井460番地３　やすらぎ荘６号
債務者　渡邉　　忍
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３９号**
山梨県大月市七保町下和田1131番地１　センターヴィレッジ　101
債務者　金澤　隆恵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第４１号**
山梨県南都留郡西桂町小沼2784番地11
債務者　木村新一こと　金　　榮洙
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第４５号**
長野県佐久市協和2475番地１
債務者　高塚　幸平
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第６１１号**
愛知県常滑市新開町１丁目114番地
債務者　片岡龍太郎
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部